

コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

関係箇所	コメントの概要	コメントに対する考え方
総論	本指針の考え方は、検査部局との連携を通じて金融検査マニュアルとも整合性がとられていくとの理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。 なお、本監督指針は、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」や「金融検査マニュアル」等の内容を踏まえつつ、主要行等の業務の特性等を踏まえ、その監督事務に係る基本的な考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目について明確化・体系化したものです。
総論	本指針により、「2年、3年ルール」は廃止されるとの理解で良いか。	そのようなご理解で結構です。 なお、「2年、3年ルール」は廃止するものの、いずれにしても、銀行は、厳格な資産査定の下で不良債権の発生を早期に認知し、そのリスクに応じた健全債権化を基本とする適切な対処を早期に行うことが重要であることに変わりはありません。そのような観点から、本監督指針においては、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を盛り込んでいます。 個々の金融機関におきましては、このような不良債権への適切な対応を行うことにより、不良債権問題の再発防止を図るための最善の努力がなされるべきであると考えます。
総論	「主要行等向けの総合的な監督指針」の内容が甘いのではないか。例えば、法令違反に対しては、廃業及び一ヶ月単位の業務停止等の行政処分を下すような対応を求めたい。	法令違反の要件や、個々の事例により、法令違反に対する行政処分も変わってきますが、ご指摘の点を踏まえて、今後適切に対応してまいります。
総論	監督上の対応として、行政指導等を行う際には、行政手続法等の法令に沿って、適正に行う必要がある。	ご指摘の点を踏まえて、今後適切に対応してまいります。
I-4(10)(注)	「別紙」の監督上の検証プロセスに関するガイダンスを参照のこととあるが、オペレーショナル・リスク管理については、今後予定されている告示の改正とともに、本指針の「リスク管理」の項目の一つとして明確化されていくとの理解でよいか。	ご指摘のオペレーショナル・リスク管理につきましては、国際的な銀行監督に関する諸原則・指針等を踏まえ、「Ⅲ-3-5 事務リスク」等において規定しておりますが、今後も、国際的な諸原則・指針の改定等に応じて、本監督指針を改正していくこととなります。
I-5-1	金融改革プログラムの「工程表」に記載のある事務ガイドライン等の改正等(17年12月目処)で対応する予定の項目(金融機関の取締役の資質に関する規定の具体的な着眼点の明確化、金融業界自身による行動規範の確立に向けた検討など)については、今後、本指針に盛り込まれるとの理解でよいか。	ご指摘の点については、今後必要に応じて本監督指針に盛り込むこととなります。
II-1-1-2(3)	今回新設される各種定期的なヒアリングについては、他のヒアリング・報告との関係で、極力、重複感がないようお願いしたい。	ご指摘の点を踏まえて、今後適切に対応してまいります。
II-1-1-2(3)③	リスク管理ヒアリングの実施時期(年2回、3月及び9月頃を目処)について調整は可能との理解でよいか。具体的には、内部管理の一環として実施している課題の設定やレビューの各行の実情に応じたタイミングで行うことは可能か。また、本ヒアリングは、先般要請があった「リスク管理高度化計画」への取組みにおいて求められているものとの理解でよいか。	ご指摘のリスク管理ヒアリングの実施時期につきましては、3月及び9月を原則としつつ、各行の実情を踏まえ、必要に応じて調整させていただきます。また、「リスク管理高度化計画」の策定を要請させていただいた銀行につきましては、本ヒアリングの中で当該計画についてもヒアリングさせていただきます。
II-1-3-3(2)③口	監査法人は、財務諸表監査にあたって特定の事項について意見を述べるものではないことから、「必要に応じ、検査結果の決算への適正な反映状況に関する監査法人の見解を文書で添付することを求める」の表現は削除すべき。	本項は、検査結果による自己資本比率の低下が著しく財務の健全性が懸念される状況で、直近の決算への当該検査結果の適正な反映を確認する必要があると判断されるような限界的な場合に、監査法人との協議を経た適正な報告を提出するように求めたものです。なお、監査法人の見解については、様々な表現形式があり得ますが、基本的には文書で確認するものと考えます。
II-3-4(1)②イ	「昭和23年法律第135号」とあるのは、「昭和32年法律第135号」の誤りではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたしました。
II-3-4(2)①イ	「別区」とあるのは、「特別区」の誤りではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたしました。
III-1-2-1(6)① III-1-2-2(6)①	「外部監査」について、財務諸表監査を意味するのか、システム監査などその他の外部監査を意味するのか、また、誰がどのように活用するのか、明らかにされたい。	銀行が、財務諸表監査のほか、任意の業務監査、システム監査などを受けている場合を含め、外部の専門家による監査一般の提言を、有効に活用し経営に活かしているか、との観点です。
III-1-4(2)	「経営管理(ガバナンス)態勢に重大な問題が認められる場合には、③監査役設置会社と委員会等設置会社の制度間の移行の検討等を求める」とあるが、両者は同様の機能を発揮し得ないのか。	一方の制度の下で経営管理態勢に重大な問題が認められる場合には、状況に応じ、制度間の移行が当該組織のガバナンス機能の有効性の観点から検討されることも考えられることから、対応策として例示しているものです。
III-2-1-1-3(2)①イ	Tier1適格性に関し、「イ 少なくとも、破産、会社更生、民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権の効力が一旦停止し、上位債権者が全額の支払を受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力を発生するという条件付債権として法律構成することにより、結果的に支払い、配当を含め上位債権者を優先させる契約内容がある旨の記載があるか。」となっているが、新破産法において、金融機関等の劣後ローンを含頭において実務上の難点を解消すべく「約定劣後債権」が新設され、平成17年1月施行された趣旨に照らし、これを反映させるべきであると考える。	ご指摘を踏まえ、関係箇所につき「イ 劣後債権者の支払い請求権について、破産手続における配当の順位は、破産法に規定する劣後的破産債権に後れるものとする旨の定めがあるか。これに加えて、少なくとも会社更生、民事再生等の劣後状態が生じた場合には、劣後債権者の支払い請求権が一旦停止し、上位債権者が全額の支払を受けることを条件に劣後債権者の支払い請求権の効力が発生するという条件付債権として法律構成することにより、結果的に支払い、配当を含め上位債権者を優先させる契約内容がある旨の記載があるか。」と修正いたしました。
III-2-1-1-3(2)②イc	「配当以外の名目で配当に相当する現金等が当該優先出資証券の投資家に支払われる場合には、当該現金等の金額を含む」とあるが、これは、配当金に代えて株式を交付する場合を含むとの理解でよいか。	現金であるか株式であるかといった形態を問わず、投資家に支払われるものがある場合には、当該優先出資証券の配当金額の合計に含まれるものと考えられるため、投資家に対して株式等を交付する場合は事実上の配当に該当すると考えられます。配当可能利益がない時点において、このような事実上の配当を行う場合には、当該証券につき、銀行の業務の健全かつ適切な運営を継続する上で基本的項目に求められる損失吸収性が希薄化しているため、当該証券に対して基本的項目の適格性を認めることは認められません。

<p>Ⅲ-2-1-1-3 (3)②</p>	<p>優先出資証券又は負債性資本調達手段等の償還を行う場合に、「再調達が遅くとも当該償還後遅滞なく行われているか、留意する」とあるが、「遅滞なく」の基準について、例えば、「自己資本比率算出の基準となる同一会計期間中」等の具体例を記載して頂く事は可能か。</p>	<p>優先出資証券又は負債性資本調達手段等の償還を行う場合に、「遅滞なく」の基準については、その時点での市場環境、その時点での金融機関の健全性に依存するものと考えていますが、少なくとも自己資本比率算出の基準となる同一会計期間を超える場合には「遅滞なく調達」が行われているとは言えないものと考えています。したがって、「仮に当該資本調達(再調達)が当該償還後に行われる場合、遅くとも当該償還後遅滞なく(少なくとも同一決算期(中間期を含む。))中に行われることが確実に見込まれるか、留意するものとする」と規定を修正いたしました。なお、パーゼルⅡ実施後は自己資本比率が四半期で公表されることから、四半期毎の自己資本比率において十分な自己資本比率が維持できるような形で再調達が行われる必要があると考えています。</p> <p>また、優先出資証券又は負債性資本調達手段等の期限前償還に際しては、償還日より前に先行して資本調達を行うことが原則であると考えており、「(償還日より前に先行して当該資本調達を行うことを妨げない)」の部分を削除いたしました。</p>
<p>Ⅲ-2-1-1-3 (3)②(注)</p>	<p>優先出資証券の償還日より前に、その償還を行うために資本調達(再調達)を行う場合に、「当該資本調達が行われた時点以降償還日までの間は、償還予定額の自己資本への算入を認めないものとする」とあるが、これは、償還予定の優先出資証券の償還が事実上確定(即ち、関係当局の事前承認を踏まえて投資家に償還通知を発送)した時点以降について、自己資本(Tier1)への算入を認めないものとするとの理解でよいか。</p> <p>また、再調達手段が普通株や優先株の場合、既存の優先出資証券に算入枠超過部分があれば、まず当該超過部分が優先株や普通株に置き換わったものとみなしてよいか。</p>	<p>既発行の優先出資証券を償還することを目的として新規で資本調達を行っているにも関わらず、当該発行済優先出資証券の償還時点と新規調達の時点が異なることにより、両者の資本調達手段が二重に計上されることは不適当と考えられることから、既発行の優先出資証券が償還されるまでの間は(二重に)償還予定分を自己資本へ算入することを認めないこととしたものです。仮に、お尋ねのような取扱いをした場合、新規調達分の調達が行われた時点から償還通知を発送した時点までの間は新規調達分と償還予定分が二重に計上されることとなり、不適当であると考えられます。したがって、本監督指針に書かれており、新規調達分の調達が行われた時点から償還予定の優先出資証券の自己資本への算入を認めないことが適当と考えています。</p> <p>なお、既存の優先出資証券の一部にTier1の算入枠超過部分があり、算入枠超過部分である優先出資証券を含め、既存の優先出資証券の一部を償還する場合であって、再調達手段が自己資本(Tier1)に該当する普通株や優先株であるときは、算入枠超過部分である優先出資証券から償還されたと認識して、優先出資証券の算入枠を計算することが可能です。</p> <p>具体的には以下のような例が考えられます。 優先出資証券を除く自己資本(Tier1)85億円、優先出資証券(Tier1算入分)15億円、優先出資証券(算入枠超過部分)5億円</p> <p>この場合で、算入枠超過部分である優先出資証券を含む10億円を償還し、自己資本(Tier1)に該当する普通株を10億円発行した場合、自己資本は以下のようになります。</p> <p>優先出資証券を除く自己資本(Tier1)95億円、優先出資証券(Tier1算入分)10億円</p>
<p>Ⅲ-2-3-1-2 (3)</p>	<p>リスク調整後の収益、RAROC等の指標が示されているが、あくまで例示であり、各行における評価指標の選択に制約を与えることを意図しているわけではないとの理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。各事業部門等のリスク資本とパフォーマンスとの関係を定量的に把握する統合リスク管理の枠組みにおいては、RAROCのような資本効率に着目した指標を用いることが一般的であると理解しています。</p>
<p>Ⅲ-2-3-1-4 (5)</p>	<p>自己資本比率規制上の資本は、Tier I + Tier II であるにもかかわらず、主要なリスクは、「自己資本の基本的項目(Tier I)」でカバーすることが求められているが、この趣旨を確認したい。また、「主要なリスク」の概念は多様であり、その対象や計測手法等については、今後、監督当局との議論の中で明確にされていくとの理解でよいか。</p>	<p>リスク資本の上限を設ける際に劣後債務を含むTier II までを含めることは、預金者保護という観点からは格別、銀行の企業としての存続という観点からは整合性がとれない面もあると考えられることなどから、主要なリスクについては「自己資本の基本的項目(Tier I)」でカバーすることを求めています。</p> <p>また、どのようなリスクが「主要なリスク」に該当するか等については、ご指摘のように各銀行のビジネスモデル等に応じて様々であると考えますが、いずれにしても、パーゼル銀行監督委員会が「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」においても掲げているように、まずは、銀行自身が「銀行が負っている主要なリスクを理解し、これらのリスクにつき受容できるレベルを設定する」必要があります。</p>
<p>Ⅲ-2-3-2-1-2 (2)</p>	<p>「取締役会は、営業推進部門と審査管理部門の分離、あるいは、与信管理部門及びリスク管理部門の設置等、適切な与信管理・審査管理体制を整備しているか」とあるが、金融検査マニュアル「信用リスク管理態勢の確認検査用チェックリスト I.1. (4)リスク管理のための組織の整備」の文言『与信監査部門及びリスク管理部門の設置』との整合性を勘案し、「与信監査部門及びリスク管理部門の設置」と変更して頂きたい。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正いたしました。</p>
<p>Ⅲ-2-3-2-2-2 (2)</p>	<p>信用リスク分散手法について、個別列挙された「与信上限の設定や債権流動化など」は、これらを必須ないし最低要件とするものではないとの理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。いずれにしても、銀行は、信用リスクを分散化できるような適切なリスク管理態勢を構築することが必要です。</p>
<p>Ⅲ-2-3-2-2-2 (3)</p>	<p>信用リスクに応じた与信制御手法について、個別列挙された「コペナンツ、シンジケート・ローンや債権流動化などの活用」は、これらを必須ないし最低要件とするものではないとの理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。いずれにしても、銀行は、信用リスクを分散化できるような適切なリスク管理態勢を構築することが必要です。</p>
<p>Ⅲ-2-3-2-3-2 (3)③/ハ</p>	<p>「大口貸出先のDES(デット・エクイティ・スワップ)についての時価評価の適用」が確認事項として記載されているが、「平成14年10月9日付企業会計基準委員会による実務対応報告第6号『デット・エクイティ・スワップの実行時における債権者側の会計処理に関する実務上の取扱い』(DES)により受け入れた株式が優先株等の種類株式である場合には、「平成15年3月13日付企業会計基準委員会による実務対応報告第10号『種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い』」が適切に行われていることを求めているとの理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
<p>Ⅲ-2-3-2-3-2 (4)②</p>	<p>「購入する不良債権について、信用リスクについて適切な評価が行われ」とは、具体的に何を指すのか。産業再生機構、整理回収機構、中小企業再生支援協議会、企業再生ファンド等の様に第三者による資産デューデリジャが行われ、再生計画の蓋然性の客観性が確保されていることを指すのか。</p>	<p>ご指摘のようなデューデリジェンスを含め、倒産確率や損失率等についての正確な把握が行われる必要があることを示しています。</p>
<p>Ⅲ-2-3-2-3-2 (4)②</p>	<p>流動化された不良債権を購入する場合の整合性の確保とは、具体的に一旦流動化した自らの不良債権を再び購入する場合、モラルハザードの観点から私的整理ガイドラインに沿った私的整理(債権放棄)と同等の整合性が確保されているということか。</p>	<p>「私的整理ガイドライン」に沿った私的整理との整合性ではなく、銀行の経営方針やビジネスモデル、及びそれらと整合的な不良債権の管理方針との整合性の確保を着眼点としているものです。</p>

Ⅲ-2-3-2-3-2 (5)	オフバランス化については、債務者の特性（業種、規模、地域性等）やオフバランス化の手法（再生・処理）に応じ、各行が適切に判断し、個別に期限等の設定や管理を行うとの理解でよいのか。	そのようなご理解で結構です。
Ⅲ-3-1-3-1-1 (4)③	「国際社会の厳しい要請」とは、我が国の本人確認法による要請を超えたものを想定しているのか。現時点において、具体的にどのような国際社会の要請を想定しているのか。	国際的に活動する主要行等にあつては、テロリズム等の国際的な組織犯罪等に利用される危険性も高いと考えられることから、より厳正な対応を求められるとの趣旨であり、現時点で具体的な要請を想定しているものではありません。
Ⅲ-3-1-3-1-2	「弁護士法に基づく照会」については、原則として銀行の守秘義務が弁護士法の照会に基づく報告義務に優先すると考えてよいのか。	「弁護士法に基づく照会」につきましては、個々の照会事案ごとに、報告することによって得られる公共的利益と、報告しないことによって守られる秘密、プライバシー、名誉等の利益を比較考量し、報告するか否かを判断するものと考えます。個々の金融機関におきましては、こういった観点も踏まえつつ、個々の具体的な事案ごとに、金融機関に課せられた守秘義務等も勘案して判断していくべきものと考えます。
Ⅲ-3-1-4-2 (2)①ハ	(意見) 「取締役会が、商法、独占禁止法及び証券取引法等の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等、…(省略)…」とあるが、とあるが、この「監査法人」は削除していただきたい。 (理由) 監査人である公認会計士又は監査法人は、財務諸表監査においては、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明するものであって、特定の事項について意見を述べるものではない。ところが監督指針案では、あたかも財務諸表監査において監査法人が、一般的に特定の事項として法令等の解釈について照会を受け、それに対し文書による回答を行っているが如きの表現となっており、誤解を与えるおそれがある。 監督指針案の解釈によっては、監査人が財務諸表の作成に関与した如きの疑念が生じ、自己監査とも受け取られかねない場合も生じる。	当該部分は、財務諸表監査ではなく、あくまで銀行が第三者割当増資を行うに際して、必要に応じて、専門家に対して文書による意見を求める等によりコンプライアンス上万全な対応をとることとしているかについて、当局が銀行の基本的な経営姿勢を検証する際の着眼点として定めています。
Ⅲ-3-2-4-3 (2)③	貸出条件緩和と債権の判定基準については、事務ガイドラインにおけるリスク管理債権額の開示に示された基準をより具体的に示したものと理解してよいのか。	今回の改定は、従来の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」における貸出条件緩和と債権の記述について、(1)基準金利の設定方法の明確化、(2)経営再建・支援目的の要件の明確化、(3)その他の解釈の明確化を図りました。
Ⅲ-3-2-4-3 (2)③	元本返済猶予債権に一括集約されたが、中小企業の多くはキャッシュフローが潤沢ではなく、依然厳しい状況にある。 したがって、金利減免等は実施しないが、資金繰りを順調にするため元本返済猶予又は返済元金の低減等を支援策の一環として実施している。 中小企業はようやく業績回復の緒にたばかりであり、このような弾力的な対応が現段階の中小企業にとっては必要不可欠であり、現実的に望まれているものである。 よって、貸出条件緩和と債権については、全てを同じ尺度で括るのではなく、中小企業の実態に合わせたものとしていただきたい。	貸出条件緩和と債権の判定・卒業についての規定は銀行法施行規則第19条の2第1項第5号(4)に基づくものであり、債務者企業の業績如何によって適用に差を設けるべきではないと考えます。
Ⅲ-3-2-4-3 (2)③	「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるか否かの判定では、様々な解釈が生じるおそれがある。 したがって、解釈上の問題が生じるおそれがある部分については、検査官によって見解が異なることのないようより具体的な判断基準を示していただくとともに、研修等を通じて各検査官の目線の統一を徹底していただくことを強く要望する。	ご指摘の点を踏まえ、適切に対応してまいります。
Ⅲ-3-2-4-3 (2)③	現在の情報開示については、リスク管理債権額の開示の他に金融再生法上の開示があるが、現在のように2種類の情報開示を行うことは、利用者からめ誤解、疑いを与えてしまうおそれがあるため、早急に情報開示の一本化を図っていただきたい。	リスク管理債権は米国SEC基準と同様の基準に従って分類され、時系列でも比較的長い期間把握可能となるものです。他方、金融再生法開示債権は金融再生法に直接基づくものであり、また、「金融再生プログラム」における主要行の不良債権比率の半減(14年3月期の8.4%からの半減)目標の基準となっていたものです(当該比率は17年3月期に2.9%と低下し、半減目標は達成)。 両者の差異は縮小しており、不良債権について2種類の開示を求めることは事務上煩雑であるとの指摘があることは承知していますが、その一方で、リスク管理債権については米国基準との同等性や時系列での比較可能性といった観点があり、また、金融再生法開示債権については、今後も不良債権に関する最も重要な指標であると考えられることから、開示を一本化することについては、現時点での指置は困難と考えます。
Ⅲ-3-2-4-3 (2)③	「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」には、担保・保証などで100%保全されている債権は貸出条件緩和と債権に該当しないことが記載されているが、念のため監督指針にも明記していただきたい。	重複して規定する必要は無いと考えます。
Ⅲ-3-2-4-3 (2)③	「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」には、中小企業再生支援協議会が策定支援した事業再生計画についても、株式会社産業再生機構が買取を決定した債権に係る債務者についての事業再生計画と原則同様に扱う旨の記載があるが、念のため監督指針にも明記していただきたい。	重複して規定する必要は無いと考えます。
Ⅲ-3-2-4-3 (2)③イ	「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるかどうかの判定が付け加えられ、判定は、「債務者の経営状況及び金融機関の意図等に基づき判断する」とあるが、現行指針においては、基準金利で貸出条件緩和と債権かどうかを判断されたが、今後の改定案においては、条件変更をした場合、支援か否かの「金融機関の意図」が貸出条件緩和と債権の判断において重要性が増したように感じられ、例えば、基準金利を満たして債務者に有利となる取り決めでない場合であっても、検査において「金融機関の意図」を「支援」とみなされ、貸出条件緩和と債権となるようなケースが発生することがあるのか。	今回の改正案では、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いない場合には、たとえ「債務者に有利となる取決め」を行っている場合であっても、貸出条件緩和と債権には該当しないことを明確にしています。 これは、銀行法施行規則上の貸出条件緩和と債権の要件が、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、(中略)債務者に有利となる取決めを行った貸出金」とあることを踏まえ、「債務者の経営再建又は支援を図る目的」とし「債務者に有利となる取決め」の両方を満たす場合のみ貸出条件緩和と債権と判定されることを明確化したものであり、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的」としている条件変更であっても、「債務者に有利となる取決め」を行っている場合には貸出条件緩和と債権には該当しません。

<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③イ</p>	<p>「金融機関の意図等に基づき判断する」とは、どのようなケースが該当するのかが例示していただきたい。</p>	<p>「金融機関の意図」については個別に実態判断をする必要がありますが、例えば条件変更が、(1)正常先の債務者に対して行われるもの、(2)他の金融機関との競争上の観点から決定されたもの、(3)当初約定時点から決められていたもの、(4)住宅ローン等の定型商品における軽微な条件変更など通常予定される貸出条件の範囲内でのものである場合等には、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていない」と認められ、貸出条件緩和債権には該当しません。</p> <p>また、正常な運転資金を短期貸出にて同一条件で反復継続している貸出金で実態的に経営再建又は支援を目的としていないことが合理的に説明可能な場合にも、当該貸出金は基準金利、総合採算の如何によらず貸出条件緩和債権に該当しません。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③イ</p>	<p>「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として」いるかどうかの判定においては、債務者の経営状況及び金融機関の意図等に基づき判断されることであるが、「金融機関の意図」を疎明する資料として、具体的にどのような資料が求められるのか。可能な限り例示していただきたい。</p>	<p>「金融機関の意図」については個別に実態判断を必要があるが、例えば条件変更が、(1)正常先の債務者に対して行われるもの、(2)他の金融機関との競争上の観点から決定されたもの、(3)当初約定時点から決められていたもの、(4)住宅ローン等の定型商品における軽微な条件変更など通常予定される貸出条件の範囲内でのものである場合等には、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていない」と認められ、貸出条件緩和債権には該当しません。</p> <p>また、正常な運転資金を短期貸出にて同一条件で反復継続している貸出金で実態的に経営再建又は支援を目的としていないことが合理的に説明可能な場合にも、当該貸出金は基準金利、総合採算の如何によらず貸出条件緩和債権に該当しません。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ロ</p>	<p>従来の事務ガイドラインでは、金利減免債権と元本返済猶予債権が判定対象となっていたが、本指針においては、金利支払猶予債権、経営支援先に対する債権、一部債権放棄を実施した債権、代物弁済を受けた債権、債務者の株式を受け入れた債権についても「基準金利」の判定対象となったとの理解でよいか。例えば、金利支払猶予債権については、「基準金利」の考え方を導入するのは馴染まないと思うが、如何か。</p>	<p>従来の事務ガイドライン等においても、基準金利の記述が最初に現れるのが金利減免債権と元本返済猶予債権であり、卒業基準で全ての形態の貸出条件緩和に基準金利と総合採算の比較を適用しているため、結果として全ての条件緩和で基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されることが要件となっていました。今回の改正はその取扱いをより明確にしたものです。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ロ</p>	<p>「施行規則の定義に合致する貸出金は開示の対象となることに留意する」とは具体的にどのようなことを想定しているのか。可能な限り例示していただきたい。</p>	<p>従来からある記述であり、解釈の幅を確保しているものです。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ロ</p>	<p>基準金利とは「当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利」と定義されており、この定義における「新規貸出実行金利」とは、純然たる新規貸出(ニューマネーの供給)のみでしょうか。特に、要注意先等の債務者においては、新規貸出以外にも資金繰りのためにロールオーバーによる対応もあるものと思われる。</p>	<p>ロールオーバーも含め、一定期間において新規に約定を締結した貸出であれば「新規貸出」に該当します。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ロ</p>	<p>基準金利を上回るが総合採算を確保できない場合の取扱はどうなるのでしょうか。基準金利が同一のリスク区分にいる債務者の新規実行平均金利と定義している以上、基準金利を上回る場合、貸出条件緩和債権に該当しないと考えることが適切と思われます。もし保全状況等具体的な債務者の内容に踏み込んでしまうと基準金利の意味が薄れるように思われます。</p>	<p>条件緩和後の貸出金の適用金利が基準金利を上回っていても、例えば当該貸出金に係る担保・保証が、基準金利算定における当該債務者の属する区分の平均的な担保・保証よりも少ないことから、当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案した結果、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと認められる場合には、貸出条件緩和債権に該当します。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ロc</p>	<p>「経営支援先に対する債権」の具体的事例として「債権放棄やDES(デット・エクイティ・スワップ)などの支援を実施し、今後も再建計画の実施に際し追加的支援の蓋然性が高い債務者に対する貸出金」としているが、ここの「追加的支援」とは債権放棄やDESなどの抜本的な支援と理解でよいか。</p>	<p>債権放棄やDESなどの支援に限らず、経営再建等のための元本返済猶予などの支援も含まれます。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ロc</p>	<p>「経営支援先に対する債権」について、監督指針案では、「債権放棄」のほかに「DES」が支援方法として追加された。この他に「DDS」も含まれるものと考えられるが、それ以外の支援方法としてどのようなものを想定しているのか。解釈上の問題が生じる可能性があるため、可能な限り明確にいただきたい。</p>	<p>平成15年の改正前に「損金経理について税務当局の認定を受けて債権放棄などの支援を実施」とあったものを、15年の改正では税務当局の事前認定がなくなったことを受けて記述を削除しつつ、扱いは変えないとしたものです。今回の改正においても、金融支援の範囲を変更する予定はなく、あくまで債権放棄やDESを想定しています。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ロc、e</p>	<p>「経営支援先に対する債権」は今後の追加的支援の蓋然性により、貸出条件緩和債権には該当しないケースもあるものと思われる。しかしながら、経営支援先に対する支援内容には、一部債権放棄も含まれると思われることから、一部債権放棄であっても、以後の追加的支援の蓋然性を鑑み貸出条件緩和債権の判断をすべきではないでしょうか。一部債権放棄を実施した債権を一律貸出条件緩和債権と判断すべきではないものと思われる。</p>	<p>債権放棄やDESなどを実施したが追加的支援の蓋然性が高いと認められない場合には、当該債務者に係る債権は、「c. 経営支援先に対する債権」に該当しませんが、その場合であっても、個々の貸出金について、「e. 一部債権放棄を実施した債権」等、他の貸出条件緩和債権の定義に該当する場合には開示する必要があります。</p> <p>また、「e. 一部債権放棄を実施した債権」に該当する場合であっても、今後の追加的支援の蓋然性が高い債務者に対する債権であれば、「c. 経営支援先に対する債権」として債務者ベースの開示を行う必要があります。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ロ(注)二</p>	<p>「債務者の経営状況、資金使途、及び設定された貸出条件等からして、実質的に当該債務者に対する既存債権の条件緩和、又は既存の貸出条件緩和債権の返済を目的として実施されたものであることが明らかな場合」とは、具体的にどのような場合をいうのか。</p>	<p>貸出条件緩和債権のロールオーバー等を想定しています。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ロ(注)二</p>	<p>売上金で貸出条件緩和債権を返済し、その後、運転資金を新規貸出する場合、その新規貸出条件が一般的なものであれば貸出条件緩和債権に該当しないと判断でよいか。</p>	<p>個々の貸出の実態によるものでありますので、一概には答えられません。</p>

<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)三</p>	<p>「設定に際し、信用リスクに基づく適切かつ精緻な区分を設け、その区分に応じた新規貸出約定平均金利を基準金利とすること。」とあるが、このような方法でなければ今後認めてもらえないのか。 また、債務者格付けを導入していない場合における簡便な手法による基準金利の設定等は、今後容認されないのか。</p>	<p>基準金利の設定に際しては、信用リスクに基づく区分ごとに基準金利を算出する必要がありますが、その場合、原則として同一の算出方法によることとします。従って、基本的には、全ての区分において新規貸出約定平均金利を基準金利とするという、一貫した取扱いを行う必要があります。 ただし、仮にそうして基準金利として設定した金利が、ある区分において信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利(理論値)を著しく下回る場合には、当該区分における基準金利とします。 なお、単なる「要管理先」及び「その他要注意先」の区分は、信用リスクに基づく区分とは言えないことに留意が必要です。(各行で定めた信用格付の基準の中で、信用リスク判定の定性要件として貸出条件緩和や3ヶ月以上延滞を勧奨している場合は除く。)また、過去のデータ蓄積が不十分である等により信用リスクの精緻な計測を行うことができない場合には、要注意先全体を一つの「同等な信用リスクを有している債務者」のグループとみなし、基準金利を設定することも当面認められますが、データの蓄積等を行った上で、将来的には信用リスクに応じた適切かつ精緻な区分を設ける必要があると考えます。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)三</p>	<p>「ただし、新規貸出約定平均金利が、……以下の「信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利」とあるが、その方法とは具体的にはどのような方法であるのか例示していただきたい。</p>	<p>「信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利」とは、理論的には$[(\text{倒産確率} \times \text{倒産時損失率}) / (1 - \text{倒産確率} \times \text{倒産時損失率})]$に調達レートと経費率を加えたものでありますが、各金融機関がそれぞれのデータ蓄積状況や、貸倒引当金の算出方法等に応じて、合理的に算出しているものであれば差し支えありません。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)三</p>	<p>中小金融機関の中には、信用リスクデータの蓄積が十分でない金融機関もあり、「精緻な区分」を設定することは困難な場合がある。「精緻な区分」とは、どの程度のものをいうのか明確にいただきたい。</p>	<p>単なる「要管理先」及び「その他要注意先」の区分は、信用リスクに基づく区分とは言えないことに留意が必要です。(各行で定めた信用格付の基準の中で、信用リスク判定の定性要件として貸出条件緩和や3ヶ月以上延滞を勧奨している場合は除く。) 過去のデータ蓄積が不十分である等により信用リスクの精緻な計測を行うことができない場合には、要注意先全体を一つの「同等な信用リスクを有している債務者」のグループとみなし、基準金利を設定することも当面認められますが、データの蓄積等を行った上で、将来的には信用リスクに応じた適切かつ精緻な区分を設ける必要があります。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)三</p>	<p>「新規貸出約定平均金利」は、具体的にどのように算出するのか。</p>	<p>貸出条件緩和と債権の判定の対象となる要注意先の債務者について、信用リスクを適切に反映した複数の区分を設け、それぞれの区分に応じた新規貸出約定金利を貸出金額で加重平均するという算出方法により、基準金利を設定することとします。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)三</p>	<p>「新規貸出約定平均金利」とは、期待利益を加味しない金利で算出するのか。期待利益の範囲内であれば貸出条件緩和と債権に該当しないのではないのか。</p>	<p>貸出条件緩和と債権の判定の対象となる要注意先の債務者について、信用リスクを適切に反映した複数の区分を設け、それぞれの区分に応じた新規貸出約定金利(利益相当を含む)を貸出金額で加重平均するという算出方法により、基準金利を設定することとします。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)三</p>	<p>新規貸出約定平均金利の算出に当たって、制度融資も対象となるのか、仮に、対象とした場合、表面金利と実質金利(利子補給分を含まないもの)のどちらを対象とすべきなのか。</p>	<p>貸出形態等にかかわらず、区分に属する新規の貸出債権であれば、原則としてその表面金利を平均金利に勘案することとします。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)三</p>	<p>「要注意先」といった債務者区分のみの「新規貸出約定平均金利」でもよいのか。</p>	<p>過去のデータ蓄積が不十分である等により信用リスクの精緻な計測を行うことができない場合には、要注意先全体を一つの「同等な信用リスクを有している債務者」のグループとみなし、基準金利を設定することも当面認められますが、データの蓄積等を行った上で、将来的には信用リスクに応じた適切かつ精緻な区分を設ける必要があります。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)三</p>	<p>同一金融機関における基準金利の設定について、信用リスクに基づく区分ごとに、「新規貸出約定平均金利」を使用したり、「他の方法」を使用したりすることは、許容されるのか。</p>	<p>基準金利の設定に際しては、信用リスクに基づく区分ごとに基準金利を算出する必要がありますが、その場合、原則として同一の算出方法によることとします。従って、基本的には、全ての区分において新規貸出約定平均金利を基準金利とするという、一貫した取扱いを行う必要があります。 ただし、仮にそうして基準金利として設定した金利が、ある区分において信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利(理論値)を著しく下回る場合には、当該区分における基準金利とします。 なお、今回の改正は区分ごとの基準金利の算出を求めるものであり、同一区分内で複数の基準金利の算出を前提としているものではないことに留意が必要です。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)三</p>	<p>「新規貸出約定平均金利が、その区分において、信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利を著しく下回る場合には、当該方法により求めた金利を基準金利とすること。」とあるが、「信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利」とは何か。</p>	<p>「信用リスク等」とは、信用リスク(倒産確率)だけでなく、回収可能性等も勘案した貸出金にかかるリスクです。従って、「信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利」とは、理論的には$[(\text{倒産確率} \times \text{倒産時損失率}) / (1 - \text{倒産確率} \times \text{倒産時損失率})]$に調達レートと経費率を加えたものでありますが、各金融機関がそれぞれのデータ蓄積状況や、貸倒引当金の算出方法等に応じて、合理的に算出しているものであれば差し支えありません。 倒産確率(PD)や倒産時損失率(LGD)を用いる場合には、貸倒引当金の算出等にあたって合理的なPD及びLGDを用いているのであれば、その算出にあたっての考え方と整合的であることが望ましいと考えます。特に与信判断に用いる金利の算出にあたって合理的なPDやLGDを用いている場合は、基準金利の算定にも同じものを利用することが求められます。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)三</p>	<p>「新規貸出約定平均金利が、その区分において、信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利を著しく下回る場合には、当該方法により求めた金利を基準金利とすること。」とあるが、「著しく下回る」とは、具体的に何%程度を想定しているのか。</p>	<p>理論値と新規貸出約定平均金利との乖離については、金融機関ごとのビジネスモデルや債権のポートフォリオにより異なるものであり、当局が機械的・画一的に(問題となる)乖離幅を定めることは適当でないと考えます。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)三</p>	<p>基準金利は、「当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利」としているが、同等な信用リスクを有している債務者に対する貸出金について、担保・保証の差異や与信期間の差異等はどのように勘案されるのか。</p>	<p>担保・保証の差異等の個々の貸出金の属性は、債務者からの他の収入等も含め、基準金利ではなく「当該債務者に対する取引の総合的な採算」に勘案されることとなります。</p>

<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)三</p>	<p>他の金融機関が保有していた貸出条件緩和債権を購入した場合には、引き続き貸出条件緩和債権に該当するのか。</p>	<p>他行が保有していた貸出条件緩和債権を適正な価額(購入者利回り等を勘案し、当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると認められるような価額設定の場合等、債権の取得価額が債務者の信用リスクを反映して債権金額より低くなっている場合)で購入した場合には、取得後、新たな条件緩和措置を採っていない限り、貸出条件緩和債権に該当しないものと判断して差し支えないと考えます。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)三</p>	<p>(意見) 「(2)開示区分」の「③ 貸出条件緩和債権」に(注)「三 基準金利は経済合理性に従って設定されるべきであること。」とあるが、設定に当たってのより詳細な考え方をご提示いただきたい。例えば、「信用リスクに基づく適切かつ精緻な区分」及び「信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利」について考え方をご提示いただきたい。 (理由) 基準金利については、従来から具体的な考え方や明確に示されたものがなく、また、金融検査における取扱いも必ずしも統一されていないと考えられるため、実際の適用に当たっては、実務に混乱が生じている。</p>	<p>「信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利」とは、理論的には$[(\text{倒産確率} \times \text{倒産時損失率}) / (1 - \text{倒産確率} \times \text{倒産時損失率})]$に調達レートと経費率を加えたものでありますが、各金融機関がそれぞれのデータ蓄積状況や、貸倒引当金の算出方法等に応じて、合理的に算出しているものであれば差し支えありません。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)三</p>	<p>「新規貸出約定平均金利」が、「信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利」を上回るケースが想定される。その場合には、信用リスク等をカバーできており、金融機関の経営の健全性には問題がないことから、「新規貸出約定平均金利」ではなく、「信用リスク等に見合ったリターンが確保されている旨を合理的・客観的に証明できる方法により求めた金利」を基準金利として使用できるはずであり、そのことについて、明記すべきであると考え。</p>	<p>監督指針では、貸出条件の緩和が、「債務者の経営再建又は支援を図ることを目的としていることを前提に、「債務者に有利となる取決め」を行っているかどうかの一つのメルクマールとして基準金利を規定しています。その考え方としては、従来から、「当該債務者と同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利」を確保できていない場合に「債務者に有利となる取決め」を行っていることと判定することとしています。 今回の改正では、当該債権に係る利回りが信用リスク等から算出されるコストを上回っていたとしても、文字通りの「同等な信用リスクを有している債務者に対して通常適用される新規貸出実行金利」である「区分ごとの新規貸出約定平均金利」(基準金利)を下回る利回りが設定されている場合には、「債務者に有利となる取決め」が行われていると考えられることを明確にしたものです。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)四</p>	<p>「経営支援先に対する債権」は開示の判断を債務者単位で行うことになっているが、当該債務者の個々の債権額は保全状況を踏まえ、信用リスクを勘案して開示の有無を判断してよいのか(例えば、当該債務者の債権のうち、手形割引や100%保全されている債権は除いてよいのか)。</p>	<p>「経営支援先に対する債権」はあくまで債務者単位で開示を行うこととなります。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)四</p>	<p>「開示を逃れるために意図的に債権を分割」していない例として、再建計画に基づく債権分割を行った場合は含まれないと解釈してよいのか。</p>	<p>再建計画があればあらゆる債権分割が認められるということではなく、個々の債権分割の意図を実態判断していく必要があると考えます。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③口(注)四</p>	<p>特定調停の場合、正常に返済できる計画書が明確であれば、開示債権は個々に判断して良いか。</p>	<p>他の債権と同様、開示債権の判定は監督指針に則って適切に行う必要があります。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ハ</p>	<p>「又は当該債務者の債務者区分が正常先となった場合」とあるが、当該債務者の経営状況が改善し正常先レベルまで信用リスクが減少していれば、たとえ基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていなくても、当該債務者に対する貸出金は貸出条件緩和債権に該当しなくなるという認識でよいのか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ハ</p>	<p>「金融経済情勢等の変化等により新規貸出実行金利が低下した結果…基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されると見込まれる場合…貸出条件緩和債権には該当しない」とあるが、これは倒産確率の低下に伴う各行の基準金利の低下との理解でよいのか。また、この場合、貸出金の更改など条件改定のタイミングにない場合も、解除可能との理解でよいのか。</p>	<p>倒産確率の低下のみならず、例えば金融経済情勢の変化等により基準金利の水準が全体として低下し、その結果同等の利回りが確保されたと認められる場合についても、貸出金の更改などを経なくとも貸出条件緩和債権に該当しません。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ハ</p>	<p>貸出条件緩和債権の保全状況が改善したために信用リスクが減少した結果、卒業した債権が、再び保全不足になったとしても、再度債務者の経営再建・支援を図ることを目的に、債務者に有利な取決めを行わなければ、貸出条件緩和債権に該当しないとの解釈が良いか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。 ただし、開示を逃れるために、意図的に一時保全を改善させている場合などはこの限りではありません。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ハ</p>	<p>貸出条件緩和債権の卒業基準では、「当該貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる場合」あるいは「債務者の債務者区分が正常先となった場合」と定義されており、例えば、過去において経営再建又は支援を図ることを目的として条件の緩和を行って債務者に適用している金利が、金融経済情勢等の変化等当該債務者に起因しない要因により新規貸出実行金利が低下したことで、緩和対応した貸出金の適用金利が基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていると見込まれる状況となった場合は、貸出条件緩和債権に該当しなくなるという理解で宜しいのでしょうか。(静態的良化のケース)</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ハ</p>	<p>貸出条件の変更により貸出条件緩和債権に該当した債務者において、その後の業況回復(リストラ等含みます)により当初条件(期限・約定返済額・適用金利)に復元した場合は、貸出条件緩和債権に該当しないものと判断してよいのでしょうか。 債権の履歴上は条件変更の事実が残るが、条件緩和の判断上は貸出条件緩和債権の卒業と理解することは可能でしょうか。</p>	<p>過去に緩和した条件を復元した場合であっても、当該債務者に対する取引の総合的な採算を勘案した上で、信用リスク等に見合ったリターンが確保されていない(基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていない)場合には、貸出条件緩和債権は解除されないと考えます。</p>
<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ハ(注)二</p>	<p>内容については、既に金融検査マニュアル等による従来からの考え方を指針に明確化したものであり、新規に制限を加えるものではなく、本案の決定後も従来の指針に重要な影響を与えるものではないと考える。 ただし、「ハ」(注2)の「計画の不確実性を加味した基準金利」との表現には、さらに具体性を持たせる必要があると考える。</p>	<p>「計画の不確実性を加味」とは、「概ね3年(債務者企業の事業の特質を考慮した合理的な期間の延長を排除しない。)後の当該債務者の債務者区分が正常先となる」という計画の不確実性を踏まえれば、直ちに正常先金利を適用することは認められないということを明確化しているものです。</p>

<p>Ⅲ-3-2-4-3 (2)③ハ(注4)なお書き</p>	<p>「(注1)及び(注2)の要件を当初全て満たす計画であっても、その後、これらの要件を欠くこととなり、当該計画に基づく貸出金に対して基準金利が適用される場合と実質的に同等の利回りが確保されていないと見込まれるようになった場合には、当該計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権に該当することとなることに留意する」とあるが、(注2)の「抜本的な」要件二に関連しては、例えば、計画策定以降に銀行全体の基準金利が何らかの要因で上昇するといった、判定対象債務者の業況等とは直接的に関係しない事象も考えられる。「これらの要件を欠く」の意味するところは、「債務者の信用リスクの増加を伴ってこれらの要件を欠く」場合、あるいは「当該債務者の事情により取引の総合的な採算が低下しこれらの要件を欠く」場合であるとの理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。 当該規定は、債務者に係る経営再建計画が当初の実現可能性、抜本性を満たさなくなった場合には、直ちに当該債務者の貸出金について厳格な資産判定をすべきとの理由から規定されているものであり、単に全体の基準金利の水準を上昇し等の、経営再建計画の属性によらない要因によっても再び貸出条件緩和債権に該当すると判定すべきとするものではありません。</p>
<p>Ⅲ-3-2-5(2)</p>	<p>財務に係る内部統制システムについては、企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準(公開草案)」の議論との整合性を図りたい。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、企業会計審議会での議論は注視してまいります。</p>
<p>Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ</p>	<p>「解約精算金の計算方法(説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での解約精算金の試算額を含む。)」の具体的な内容は、計算式を明示する方法のみではなく、「マーケットの相場環境によるものといった内容」でもよいか。(細かすぎるものはかえって当事者の誤解を招くと考えられる。)</p>	<p>書面による解約精算金の計算方法に係る具体的な説明内容は、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえて十分かつ分かりやすいものであれば適切なものと考えますが、その書面の中には、説明時の経済情勢において合理的に試算した解約精算金の金額が含まれる必要があります。</p>
<p>Ⅲ-3-3-1-2 (2)①イ</p>	<p>「説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での解約精算金の試算額を含む。」はあくまで限定列挙されているという理解でよいか。(実際に試算額の式を組み込み試算結果を顧客に見せることは不可能であると考えられる。)</p>	<p>書面による解約精算金の計算方法に係る具体的な説明内容は、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえて十分かつ分かりやすいものであれば適切ものと考えますが、その書面の中には、説明時の経済情勢において合理的に試算した解約精算金の金額が含まれる必要があります。</p>
<p>Ⅲ-3-3-1-2(2)</p>	<p>デリバティブ取引を中途解約した場合の解約精算金については、「解約精算金の計算方法(説明時の経済情勢において合理的と考えられる前提での解約精算金の試算額を含む。)」について、書面を交付して説明するという理解でよいか。</p>	<p>書面による解約精算金の計算方法に係る具体的な説明内容は、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえて十分かつ分かりやすいものであれば適切と考えますが、その書面の中には、説明時の経済情勢において合理的に試算した解約精算金の金額が含まれる必要があります。</p>
<p>Ⅲ-3-4-3-2 (3)②</p>	<p>プライベートバンキング等の留意点等の主な着眼点(Ⅲ-3-4-3-2(3))において、「銀行やグループ関連会社等が共同で同一の顧客に複合的なサービスを提供する場合には、顧客との関係において、個々の取引のみならず、提供する金融商品・サービス内容やその仕組み全体の構成を見渡し、利益相反やビジネス上のコンフリクトが発生していないかについて、十分な検証の下、個々の取引が実行されているか。」とありますが、グループ他社の顧客情報に触れずしてそれらの総合的な検証を十分に行うことは、ファイアウォール規制上非常に困難であるといえます。すなわち、どのように、また、どの部門が検証するのが適切かという点で、弊害防止措置適用除外承認先のリスク管理部門等が行うこと、同合議機関が行うこと、あるいは情報共有承諾書を取得すること等をそもそもの前提としているのか、明確ではないと考えます。</p>	<p>銀行やグループ関連会社が共同で複合的なサービスを提供しようとする場合には、個別の商品やサービス内容の企画、組成、提供方法等について、事前に銀行や関係当事者のそれぞれの役割、機能、責任分掌体制等が検討され、利益相反等のリスクも含めたコンプライアンスチェックと関係当事者相互の契約やルール等の策定が行われるのが一般的な実務であると理解しています。 また、個別顧客との取引やサービスの提供が実際に行われる際、個別の事情等に応じて顧客情報の共有の必要性が認められる場合には、事前に使用目的や使用の範囲などを明確にした書面による同意を顧客から得て、十分な検証や審査等を行うことも一般的な実務であると理解しており、ご指摘のファイアウォール規制とは別問題と考えます。なお、こうした検証や審査等を誰が行うかについては、各金融機関で個別に判断されるべき問題ではありますが、基本的には、銀行やグループ関係会社相互の牽制とチェックが必要であると見ます。</p>
<p>Ⅲ-3-4-3-2(3) ③、④</p>	<p>障壁を確立すべき対象の「リーガル・ユニット」とは、具体的には「法人格」を指すとの理解でよいか。</p>	<p>そのようなご理解で結構です。</p>
<p>Ⅲ-3-4-3-2(5) ②</p>	<p>「マネー・ローンダリングや疑わしい取引を審査・検証する経験者の配置」とあるが、当該経験者が本業務を行う営業部署等に配置されることは必ずしも要せず、Ⅲ-3-1-3-1(本人確認、疑わしい取引の届出義務)に規定する管理態勢に本業務が含まれていることで足りるとの理解でよいか。</p>	<p>いわゆるプライベート・バンキング業務の営業の状況や体制(商品・サービスの構成、営業人員数、顧客数・層、取引量・内容等)を十分に勘案し、いかなる営業管理や審査・検証のための態勢を整備し、管理人員の配置を行うべきか、各銀行の状況に応じてリスク・ベースで検討される必要があると考えます。 留意されるべき点として、顧客の要望に応じてオーダーメイドのサービスや金融商品等を提供する対応や、特定の顧客ごとに専門営業員を配置し、継続的に担当させるような営業体制を有する場合には、個別顧客との個別取引の状況等を適切にモニタリングし、審査・検証する管理態勢と経験者の配置を検討する必要があります。</p>
<p>Ⅲ-3-6-1-2(2)</p>	<p>システムリスク管理体制の整備に当たり、根拠にすべき「客観的な水準」が判定できるものの具体例を挙げてほしい。</p>	<p>「客観的な水準」の参考となるものとして、例えば、金融検査マニュアル中、「システムリスク管理態勢チェックリスト」部分や、「金融機関等コンピューターシステムの安全対策基準(金融情報システムセンター)」などがあります。</p>
<p>Ⅲ-3-6-1-2(5)</p>	<p>「システム関連事務を外部委託」とあるが、外部委託契約を締結した関連事務を対象とするとの理解でよいか。</p>	<p>自行の事務を外部のシステムを利用して処理しているものであり、その実態において、事務の外部委託と異ならないものも含まれます。</p>
<p>Ⅲ-3-6-1-2(5) Ⅲ-3-6-2-1 Ⅲ-3-6-3-2(1) Ⅲ-3-8-2(4)③</p>	<p>「統合ATM」は、株式会社NTTデータが提供する「統合ATMスイッチングサービス」のことか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、表現の正確性を期すため、「統合ATMスイッチングサービス」の用語に修正いたしました。</p>
<p>Ⅲ-3-6-1-2(5) Ⅲ-3-6-3-2(1)</p>	<p>統合ATMスイッチングサービスは事務の外部委託にはあたらないのではないかと。</p>	<p>銀行が他行ATMを通じ、自行の顧客に対する現金の払戻しを行うことは、自行の事務を外部のシステムを利用して処理していることであり、その実態において、事務の外部委託と異ならないと考えます。実際に統合ATMスイッチングサービスにおいては、大規模なシステム障害が発生していることから、システムに係る外部委託に準じたリスク管理が必要と考えますが、表現の適切性を図るため、「(注)統合ATMスイッチングサービスなどの外部のサービスを利用する場合についてもこれに準ずる。」を注意書きとして記載いたしました。</p>
<p>Ⅲ-3-6-1-3(2)</p>	<p>「重要なシステムの更新等」とは、障害が発生した際に顧客サービスに混乱をきたし、決済システムに重要な影響を及ぼすものと各行が判断したものととの理解でよいか。</p>	<p>「重要なシステムの更新等」は、決済システムに重要な影響を及ぼすものを始め、障害が発生した際に顧客サービスに混乱をきたすことが客観的に予想されるものをいいます。</p>
<p>Ⅲ-3-6-2-1</p>	<p>統合ATMスイッチングサービス以外のネットワーク利用についての対応はどのように考えているか。</p>	<p>実態において、自行の事務を外部のシステムを利用して処理している場合は、同様の扱いとなります。</p>
<p>Ⅲ-3-6-2-1</p>	<p>統合ATMスイッチングサービスのセキュリティレベルに対して対策を求めるものではないと理解していいか。</p>	<p>本監督指針は、主に主要行等を対象とした監督事務を担当している担当部局の職員向けの手引書として策定されたものであるため、仮にセキュリティレベルが不十分な相手先に事務の外部委託を行っている場合、銀行の管理責任が監督上の主な着眼点となります。</p>

Ⅲ-3-6-2-2(2)	キャッシュカードやATMシステムのセキュリティ・レベルを評価する際にに基づくこととされている「一定の基準」とは、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準（金融情報システムセンター）」等に示されている基準との理解でよいか。	現時点では、「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準（金融情報システムセンター）」、「全銀協ICカード標準仕様」などが考えられます。今後、システム・セキュリティに関する議論が深まるなかで、ISO基準などのその他の基準を参照することも考えられます。
Ⅲ-3-6-2-2(3)	「不正払戻しに係る損失の補償に係る規程を整備するに当たっては」とあるが、補償の実務に関する基準は必ずしも規程により整備するとは限らないため、表現を適正化してほしい。	ご指摘を踏まえ、「不正払戻しに係る損失の補償に係る規程等を整備するに当たっては」と修正します。なお、顧客への説明・周知の観点から、不正払戻しに係る規程等を専ら行内基準により定めることは、問題があると考えられます。
Ⅲ-3-6-2-2(3)②	顧客に被害が発生した場合の補償のあり方については、「約款、顧客対応方針等において、統一した対応を定めているか」とあるが、「顧客対応方針等において統一した基準を定めているか」と変更してほしい。	「統一した対応を定めているか」とあるのは、個別銀行内で統一した対応がなされるような必要な態勢整備がなされているかという趣旨です。
Ⅲ-3-6-3-2(1)	「金融機関相互のシステム・ネットワークサービス」にはサービス形態が異なるものが存在すると思われるが、各々のリスクの度合いに応じた管理を行うとの理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。
Ⅲ-3-7-2(2)、(3)	(2)①においては、既に「セキュリティ全般に係るプログラム」が存在する場合、その中で運用していくことで差し支えないとの理解でよいか。 また、(2)③「実態の把握に努め、その防止策のあり方を検討し」た上での必要な措置と、(3)③「利用者保護のあり方を検討し」た上で必要な措置のそれぞれの観点から考慮された結果、措置が同一となるケースもあるとの理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。
Ⅲ-3-8-2(4)③	銀行の統合後の業務運営の検証のために、対外チャネルに同時並行的に負荷をかけることとあるのは、金融機関側の負荷であり、統合ATMスイッチングサービス等外部サービス自体の負荷ではないと理解してよいか。	そのようなご理解で結構です。なお、統合ATMスイッチングサービスのシステム更改と銀行のシステム統合が同時期になされるような場合は、個別の状況に応じ、外部サービスと銀行双方に負荷をかけたリハーサルが必要な場合もありうると考えられます。
Ⅲ-3-9-2(1)②	内部監査担当者の設置については、海外の全拠点に配置するのではなく、現行金融検査マニュアル25頁Ⅲ-1-(3)②のとおり、銀行側のリスク判断に委ねる運用が認められているとの理解でよいか。	そのようなご理解で結構ですが、海外業務部門のリスク特性等に応じた適切なリスク管理を組織的・総合的に行う態勢が確保される必要があります。
Ⅲ-3-9-2(2)④	各種リスク管理手法の高度化の具体的な方策については、それによるメリットとコストを比較した上で判断との理解でよいか	そのようなご理解で結構ですが、海外業務部門のリスク特性等に応じた適切なリスク管理を組織的・総合的に行う態勢が確保される必要があります。
V-3-2(1)(注2)	「個人顧客に対し顧客の関心のある商品やサービスを提供している取引先企業を紹介する業務も「その他付随業務」に含まれる」とあるが、これは、取引先企業の支援機能強化の観点からは、個人マス顧客を対象に、あらゆる業種・規模の取引先企業を紹介しても差し支えないという趣旨か。	本項が予定しているのは、個人顧客からの要求に応じて取引先企業を紹介するものであり、銀行が積極的に個人顧客のニーズを把握して紹介業務を行うというものではありませんが、ご指摘のように、この業務を広く組織的に行った場合には、「付随業務」の範囲を超えることもあり得ると考えます。したがって、この業務を行うにあたっては、V-3-2(3)などでの検討を行うことが必要であり、如何なるケースでも付随業務に該当すると解釈されかねない本記載は削除いたしました。
V-3-2(1)①(注)	「投資顧問業に規定する投資顧問業に該当しない等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか」とあるが、「厳正な遵守に向けた態勢整備」とはどのようなものを予定しているのか。	例えば、内部規定やマニュアルなどにおいて、「個人の財産形成に関する相談に応ずる業務」について、投資顧問業法等に抵触しないような具体的な業務手順を記載し、職員に研修等で徹底する等の対応が考えられます。
V-3-3-2(2)①	「民間都市開発機構」とあるのは、「民間都市開発推進機構」の誤りではないか。また、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法」は、現法律名である「資産の流動化に関する法律」に改めるべきではないか。	ご指摘を踏まえ修正いたしました。
V-3-3-6(4)	「関連又はいわゆる「緊密先」とあるが、銀行法施行規則第14条の7に規定する「緊密な関係のある」ものという理解でよいか。	そのようなご理解で結構です。
VI	外国銀行支店向けの対応については、独立した記載となっており、明記されていない限り、「VI. 外国銀行支店の監督」以外の記載内容は適用されないと理解してよいか。	本監督指針においては、監督事務の便宜上、「外国銀行支店の監督」という項目を新設し整理を行いました。その他の項目についても、各外国銀行支店の業務運営の状況・実態を踏まえ、必要に応じて本監督指針を準用すると考えます。
VI-2(8)①	業務関係会社への業務の委託は、銀行の業務に係る事務のうち、その業務の基本に係ることのないものに限定されているが、「業務の基本に係る」ものであれば例外なく、程度の差なくまったく委託できないということか。例えば、本人確認事務や審査事務の一部を想定している。	そのようなご理解で結構です。外国銀行の支店業務の運営・内部管理において、その業務の基本にかかる本人確認事務や審査事務そのものを業務関係会社に委託することは基本的に適切でないと考えます。

<p>Ⅶ-2-2-1(2)③</p>	<p>(意見) (2)③に「認可審査に際しては、直近の決算期の財務諸表及び監査報告書(注1)、並びに当該監査報告書の内容が適正であることを監査した他の監査法人による報告書(注2)等の資料(…(省略)…の提出を求めることとする。」とあり、また、「(注1)監査報告書と併せ、当該事業会社等の継続企業(ゴーイング・コンサーン)としての存続可能性について特段問題がない旨の監査法人等の意見書の提出を求めるものとする。」とあるが、③を(注1)及び(注2)を含めて削除いただきたい。</p> <p>(理由) 「当該監査報告書の内容が適正であることを監査した他の監査法人による報告書」について、我が国においてこのような報告書を作成する監査基準及び監査慣行は存在しない。また、監査報告書の内容の適正性について、他の監査人が監査するということは、監査制度の信頼性を損ねる行為であり、認められない。 元々、この取扱いは事務ガイドライン(第一分冊:預金取扱い金融機関関係)で規定されていることではあるが、上記のとおり、監査制度の信頼性にかかわることであるため、修正いただきたい。 また、前出のとおり、監査人である公認会計士又は監査法人は、財務諸表監査においては、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明するのであって、特定の事項について意見を述べるものではないが、(注1)に「当該事業会社等の継続企業(ゴーイング・コンサーン)としての存続可能性について特段問題がない旨の監査法人等の意見書の提出を求める」とされたことにより、あたかも財務諸表監査において監査法人が、一般的に事業会社等の継続企業(ゴーイング・コンサーン)としての存続可能性についての問題の有無について照会を受け、それに対し文書による回答を行っているが如きの表現となっており、誤解を与えるおそれがある。</p>	<p>「当該監査報告書の内容が適正であることを監査した他の監査法人による報告書」の提出に係る部分につきましては、ご指摘を踏まえ削除いたしました。「当該事業会社等の継続企業(ゴーイング・コンサーン)としての存続可能性について特段問題がない旨の監査法人等の意見書」の提出に係る部分につきましては、平成14年の「監査基準」の改正により、継続企業の前提に重要な疑義が認められるときには、当該重要な疑義に関する事項について監査報告書に追記が義務付けられたこと等を踏まえ、認可審査に際しては、監査報告書に当該追記がないか等について確認する旨に修正いたしました。</p>
<p>別紙3</p>	<p>「日経表等」とあるのは、「日計表等」の誤りではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ修正いたしました。</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針関係</p>	<p>主要行等向けの指針の制定を受け、中小・地域金融機関向けの指針を改訂する場合には、規模や特性等の違いを踏まえた慎重な検討が必要。また、改訂に当たっては、事前に改定案をパブリックコメントにかける等中小・地域金融機関等の意見を広く反映していただきたい。</p>	<p>今般の主要行等向けの監督指針の制定を受け、現在、中小・地域金融機関の業務の特性等も踏まえつつ、具体的な改訂内容等について検討しているところであります。改訂に当たっては、改めてパブリックコメントに付し、広くご意見を募集する予定です。</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針関係</p>	<p>主要行等向けの指針の制定を受け、中小・地域金融機関向けの指針を改訂するに当たっては、例えば、資本の質、収益性改善への取組み、統合リスク管理等についての着眼点や監督手法などについて、規模・特性の違いを考慮していただきたい。また、改訂に当たっては、改めてパブリックコメントに付していただきたい。</p>	<p>今般の主要行等向けの監督指針の制定を受け、現在、中小・地域金融機関の業務の特性等も踏まえつつ、具体的な改訂内容等について検討しているところであります。改訂に当たっては、改めてパブリックコメントに付し、広くご意見を募集する予定です。</p>
<p>中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針関係</p>	<p>中小・地域金融機関の海外営業拠点は、様々な点で主要行等と異なることから、中小・地域金融機関については、こうした事情の相違を勘案して、主要行等向けの指針と同じ取扱いを一律に適用することなく、各金融機関の特性等に応じた取扱いとしていただきたい。</p>	<p>今般の主要行等向けの監督指針の制定を受け、現在、中小・地域金融機関の業務の特性等も踏まえつつ、具体的な改訂内容等について検討しているところであります。改訂に当たっては、改めてパブリックコメントに付し、広くご意見を募集する予定です。</p>